

障害児保育制度について

枚方市の認可保育所（園）等では、心身の発達上、集団での保育に配慮が必要な児童に対して、障害児保育を実施しています。

★障害児保育（障害児保育制度）とは？

子どもに身体障害や知的障害、発達の遅れ等があり、集団保育によって、よりよい発達が期待される場合、保護者が就労していなくても、保育所（園）等の申し込み、入所ができます。

保育所（園）等では、適切な保育環境を保障するために、必要に応じて、加配保育士の配置等の条件整備を行います。

★障害児保育の対象となる児童は？

- 身体障害者手帳（1級から4級）・療育手帳の所持者、特別児童扶養手当の対象児童又は療育手帳の所持者と同等程度の発達の遅れがある児童（公的機関、医療機関等による意見書（所定の様式あり。下記参照。）が必要）であること。
 - 「自閉症スペクトラム障害」・「ADHD」などの診断名だけでは、対象となりません。
 - 精神障害者保健福祉手帳は、対象となりません。
- 保護者が当該障害児の障害又は発達上の遅滞を認識していること。
- 集団保育が可能で、保育所（園）等に日々、通所できること。

以上の条件を満たしていることが必要です。

★申込から入所までの流れ

- 保育所（園）等の利用等申し込みの際に、「障害児保育利用についての意見書」（所定の様式あり。以下「意見書」といいます。）及び「同意書」（所定の様式あり。）を、保育幼稚園入園課に提出してください。
 - 意見書は公的機関（まるっとこどもセンター、市立ひらかた子ども発達支援センター等）又は医療機関に記載してもらって下さい。
 - 意見書の内容について、記載した公的機関や医療機関に問い合わせをすることがあります。
- 子ども未来部において、意見書の内容から障害児保育制度の基準に該当するかどうかを審査します。
 - 発達状況等により、障害児保育制度の対象とならないこともあります。
- 障害児保育の対象とする場合は、通常の利用調整（調整）と同じ手続きを適用します。対象とならない場合は、保育幼稚園入園課から保護者に連絡します。

★障害児保育制度での利用が内定したら

- 保育幼稚園入園課から利用内定の電話連絡をします。
(4月入所の場合は、文書で通知します。)
- 連絡又は通知を受けたら、利用が内定した保育所(園)に電話し、入所の意思を伝えてください。
- 「保育所(園)の利用承諾兼利用者負担額の決定通知書」を自宅に送付します。併せて「児童調査票」の様式を自宅に送付しますので、記入のうえ、期限までに保育幼稚園入園課に提出してください。
- 内定後、保育所(園)等で、面接を行います。
 - 公立保育所の場合は、公立保育幼稚園課で面接日を調整します。面接は保育所の保育所長と公立保育幼稚園課の担当者等で行います。
 - 私立保育所(園)の場合は、面接日を保育所(園)等と調整してください。

★障害児保育制度で入所したら

- より良い保育を実施するために、保育所(園)等で、保育相談・巡回相談を行っています。
 - 専門の相談員が、年1～2回、各保育所(園)等を訪問します。
 - 保護者の了解のもと、発達検査を行う場合があります。
 - 発達検査を行わない場合(受けない場合)は、公的機関(まるっとこどもセンター等)、又は医療機関で、年1～2回、発達検査を受けてください。

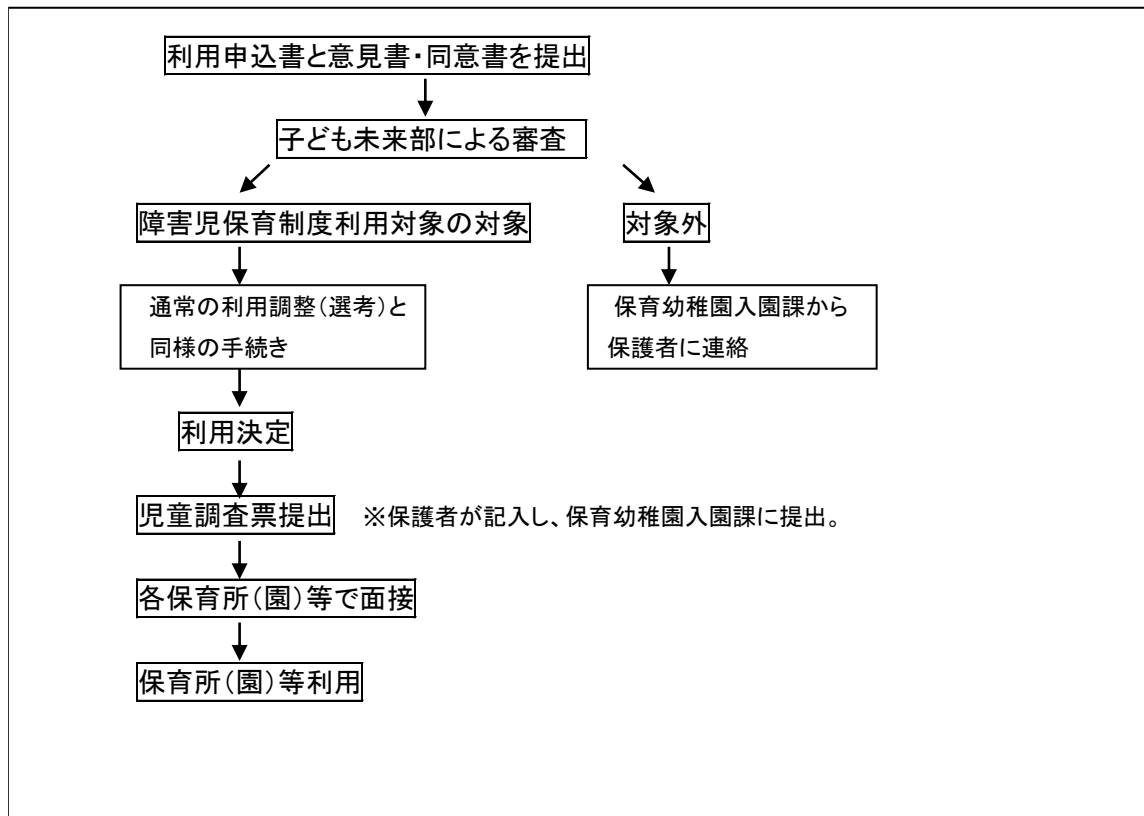
★利用継続の手続きについて

- 毎年12月頃、保育幼稚園入園課から利用中の保育所を通じて、次々年度の利用継続の手続きに関する手紙を送付します。
- 3歳児以下の児童については、児童の発達状況を確認するため、新たに「障害児保育制度継続についての意見書」を提出していただきます。(療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当の対象の場合は、その写しでかまいません。)
- 提出された「障害児保育制度継続についての意見書」を参考に、障害児保育制度の基準に該当するか、再度、審査します。
- 審査結果は、次年度に保護者及び保育所に連絡します。障害児保育制度の対象外となった場合、次年度中に、児童の進路を考えてください。次々年度は障害児保育制度での利用継続はできなくなります。継続して利用を希望する場合、別途、利用の要件(就労等)が必要です。

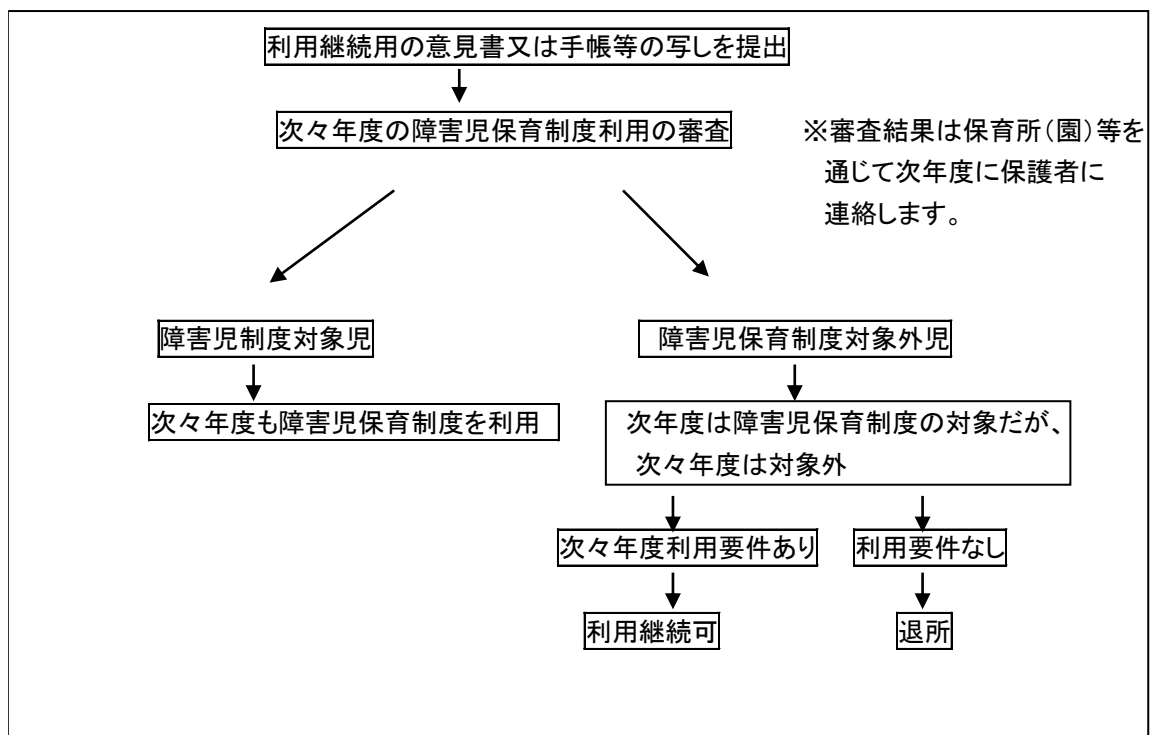
★就学に向けて

- 5歳児は、小学校入学に向けて、教育委員会による就学相談があります。

【障害児保育制度を利用した利用手続き】



【利用継続について（3歳児以下）】



注意事項

意見書の再提出について

- 保育所（園）等の利用申込みをしてから利用決定までに 1 年以上経過している場合は、再度児童の発達状況を確認するため、新たに意見書を提出していただきます。提出された意見書で、障害児保育の実施基準に該当するか審査します。発達状況によっては、障害児保育制度利用の対象とならないことがあります。

兄弟姉妹の利用について

- 保育所（園）等利用中の障害児の介護の要件で、兄弟姉妹の利用はできません。たとえば、障害児が通園施設に通園していることを理由に、その兄弟姉妹が保育所に利用していた場合、当該障害児が保育所（園）等を利用すれば、兄弟姉妹は利用理由がなくなるため、就労等の別の要件に切り替えるか、退所になります。

令和 6 年 4 月作成

【問い合わせ】

枚方市子ども未来部

・保育幼稚園入園課

TEL 072-841-1472（直通）

FAX 072-841-4319

・市立ひらかた子ども発達支援センター

TEL 072-807-5373（代表）

FAX 072-898-4173